

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火） 第3199号の12



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則等の一部を改正する規則 (※)
(人事課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(警務課取扱い) 17

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第26号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「標準的な」を削り，同条第3項中「の職務の級を決定する場合に必要な資格」を「を昇格させる場合において，その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときの在級期間」に改める。

第5条第2項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

別表第2中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に，「標準的な職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
技能免許職	6.25	別に定める。	別に定める。	別に定める。
電話交換手	6.25	別に定める。	別に定める。	別に定める。
衛 視	6.25	別に定める。	別に定める。	別に定める。
そ の 他	9.25	別に定める。	別に定める。	別に定める。

附 則

この規則は，平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第27号

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

（鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第3条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び級別資格基準」を削り、「第2条の2」を「第3条」に改める。

第2条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第8号までを4号ずつ繰り上げる。

「第2章 級別職務分類及び級別資格基準」を「第2章 級別職務分類」に改める。

第3条を削る。

第2条の2の見出しを削り、同条中「職員の」を「条例別表第5に定める職務及び条例第4条第2項の人事委員会と協議して定める」に改め、同条を第3条とする。

第4条から第8条までを次のように改める。

第4条から第8条まで 削除

第9条第1項中「職務の級は」の次に「、その者の能力等を考慮し」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、新たに職員となつた者の職務の級を、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項ただし書に規定する職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第3項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第15条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

第10条第1項中「別表第5に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）」を「初任給基準表」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となつた者

(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となつた者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの

(4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び正規の試験の結果に基づいて独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人に勤務する者となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

第11条に次の1項を加える。

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第12条第1項中「対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「対応する学歴免許等の資格より上位の」に、「同表」を「初任給基準表」に、「の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数」を「に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分に応じて同表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、同表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）に応じて同表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）」に、「同欄」を「初任給基準表の初任給欄」に改め、同項に次の表を加える。

博士課程修了		21
修士課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9

備考

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。

2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について知事が人事委員会と協議して別段の定めをした職員については、知事が人事委員会と協議して定める数をもって、同欄に掲げる数とする。

第12条第2項中「同表」を「初任給基準表」に改める。

第13条第1項中「第3号又は第5号」を「又は第4号」に、「必要経験年数が5年以上の年数とされている」を「知事が人事委員会と協議して定める」に改め、同項第1号中「第4条第2項第1号」を「第11条第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第11条第2項第3号及び第4号に掲げる者 知事が人事委員会と協議して定める経験年数

第13条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「から第3号まで」を「及び第2号」に、「級別資格基準表に定め

るその職務の級についての必要経験年数を超える」を「知事が人事委員会と協議して定める」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「対応する学歴免許等の資格より上位の」に、「の年数と同項の規定による加える年数を合算した」を「に加算数を加えた」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（経験年数）

第13条の2 第9条第1項第2号、第10条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、知事が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第14条の見出し中「ほう」を「方」に改め、同条中「前2条」を「第12条又は第13条」に改める。

第15条中「前2条」を「第13条又は前条」に改める。

第17条中「から前条まで」を「及び前3条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

第18条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において知事が人事委員会と協議して別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。

第18条に次の2項を加える。

4 第1項及び第2項の規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において知事が人事委員会と協議して別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として知事が人事委員会と協議して定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。

5 第3項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「知事が人事委員会と協議して定める要件及び別表第6」と、

「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な 1 級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。

第18条の次に次の 1 条を加える。

（在級期間表の適用方法）

第18条の 2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第11条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に対する在級期間表の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(1) 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第23条第 1 項又は第25条第 1 項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間
第19条中「第 4 条第 2 項第 1 号」を「第11条第 2 項第 1 号」に、「一に」を「いずれかに」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「同表に異なる資格基準の定めのある」を「在級期間表の異なる」に改め、「若しくは試験欄の区分」を削り、「資格を有する」を「資格等を有する」に、「前条」を「第18条」に、「資格に」を「資格等に」に改める。

第21条第 1 項中「別表第 6」を「別表第 7」に改め、同条第 2 項中「前 3 条」を「第18条、第19条又は前条」に改める。

第23条第 1 項中「級別資格基準表に定める資格基準に従い、」を「その異動の日に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第10条第 1 項ただし書に規定する職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第 3 項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第25条第 1 項において「仮定級」という。）の範囲内で」に改め、「昇格させ、」の次に「当該職務に応じて」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 勤務成績が特に良好である職員については、前項の規定にかかわらず、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、その者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第25条第 1 項中「級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「仮定級の範囲内で」に改める。

第34条第 4 項中「割合は」の次に「、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の知事が人事委員会と協議して定める場合を除き」を加え、「とする」を「におおむね合致していなければならない」に改め、同条第 5 項中「別表第 6 の 2」を「別表第 7 の 2」に改め、同条に次の 1 項を加える。

9 一の昇給日において第 1 項の規定により昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第 4 項の知事が人事委員会と協議して定める割合等を考慮して知事の定める号給数を超えてはならない。

第41条第 1 項中「この条」の次に「及び別表第 8 において」を加え、「別表第 7」を「別表第 8」に改める。

別表第 1 中「第 2 条の 2 関係」を「第 3 条関係」に改め、同表アの表 1 級の項から 9 級の項までを次のように改める。

1 級	主事（1 級）	主事（1 級）
-----	---------	---------

	技師 (1 級) 文化財研究員 (1 級)	技師 (1 級) 文化財研究員 (1 級)
2 級	主事 (2 級) 技師 (2 級) 文化財研究員 (2 級)	主事 (2 級) 技師 (2 級) 文化財研究員 (2 級)
3 級	学芸専門員 (3 級) 主査 技術主査 主事 (3 級) 技師 (3 級) 指導主事 (3 級) 社会教育主事 (3 級) 文化財主事 (3 級) 文化財研究員 (3 級)	学芸専門員 (3 級) 講師 主査 技術主査 主事 (3 級) 技師 (3 級) 指導主事 (3 級) 社会教育主事 (3 級) 文化財主事 (3 級) 文化財研究員 (3 級) 学芸主事
4 級	係長 秘書監補 主幹 (4 級) 技術主幹 (4 級) 政策調整員 県税徴収対策官 徴税指導対策官 学芸専門員 (4 級) 専門員 技術専門員 主任監査員 (4 級) 監査員 (4 級) 参事付 (4 級) 専門調査員 (4 級) 主任社会教育主事 主任文化財主事 指導主事 (4 級) 社会教育主事 (4 級) 文化財主事 (4 級)	所長 (4 級) 課長 (4 級) 室長 (4 級) 課長補佐 (4 級) 係長 技術補佐 (4 級) 主任学芸専門員 学芸専門員 (4 級) 主任専門普及指導員 (4 級) 専門普及指導員 (4 級) 教授 (4 級) 准教授 主幹 (4 級) 技術主幹 (4 級) 専門員 技術専門員 参事付 (4 級) 所付 部付 館長補佐 次長 (4 級) 主任文化財主事 指導主事 (4 級) 社会教育主事 (4 級) 文化財主事 (4 級)
5 級	課長補佐 (5 級) センター長補佐 室長補佐 (5 級) 技術補佐 (5 級) 総括県税徴収対策官 主幹 (5 級) 技術主幹 (5 級) 主任監査員 (5 級) 監査員 (5 級)	次長 (5 級) 副校長 (5 級) 教頭 課長 (5 級) 室長 (5 級) 課長代理 課長補佐 (5 級) 技術補佐 (5 級) 支所長代理

	参事付 (5 級) 専門調査員 (5 級)	支所長補佐 主任専門普及指導員 (5 級) 専門普及指導員 (5 級) 教授 (5 級) 主幹 (5 級) 技術主幹 (5 級) 参事付 (5 級) 部付 副館長
6 級	課長 (6 級) センター長 室長 課長補佐 (6 級) 監 (6 級) 参事 (6 級)	所長 (6 級) 園長 校長 (6 級) 次長 (6 級) 副所長 (6 級) 副園長 副校長 (6 級) 部長 (6 級) 事務長 課長 (6 級) 支所長 室長 (6 級) 監 総括専門普及指導員 参事 館長 副館長 (6 級)
7 級	次長 (7 級) 課長 (7 級) 監 (7 級) 参事 (7 級)	所長 (7 級) 校長 (7 級) 次長 (7 級) 副所長 (7 級) 副館長 (7 級) 地域振興局の部長 支庁の部長
8 級	局長 (8 級) 次長 (8 級) 監 (8 級) 参事 (8 級)	地域振興局長 (8 級) 支庁長 (8 級) 所長 (8 級) 副館長 (8 級) 事務局長
9 級	公室長 部長 局長 (9 級) 監 (9 級)	地域振興局長 (9 級) 支庁長 (9 級)

別表第 1 イの表 4 級の項及び 5 級の項を次のように改める。

4 級	部長 (4 級) 課長 室長 分場長 研究主幹 研究専門員 参事付
-----	---

5 級	所長 場長 副所長 副場長 部長 (5 級) 支場長 研究参事
-----	---

別表第 1 ウの表 2 級の項から 4 級の項までを次のように改める。

2 級	課長 (2 級) 技術主査
3 級	所長 (3 級) 課長 (3 級) 技術主幹
4 級	所長 (4 級) 副所長 部長 支所長 次長 課長 (4 級) 医療技監 参事

別表第 1 エの表 5 級の項から 7 級の項までを次のように改める。

5 級	課長 (5 級) 支所長 (5 級) 教授 (5 級) 係長 技術専門員 参事付 (5 級)
6 級	所長 (6 級) 次長 (6 級) 課長 (6 級) 支所長 (6 級) 室長 技術補佐 教授 (6 級) 技術主幹 参事付 (6 級)
7 級	所長 (7 級) 次長 (7 級) 課長 (7 級) 監

別表第 1 オの表 4 級の項から 6 級の項までを次のように改める。

4 級	技術主査 技師 (4 級)
5 級	課長 (5 級) 技術補佐 係長 技術主幹 技術専門員 参事付

6 級	副所長 部長 次長 課長（6 級） 監
-----	---------------------------------

別表第 1 カの表 2 級の項を次のように改める。

2 級	航海士（2 級） 機関士（2 級） 通信士（2 級） 船舶士（2 級）
-----	--

別表第 1 カの表 5 級の項中「漁撈長」を「漁撈長 技術専門員」に改める。

別表第 1 の 2 を削る。

別表第 4 を削る。

別表第 3 中「第 5 条関係」を「第13条の 2 関係」に、

職員の職務とその種類 が類似する職務に従事 した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	を
----------------------------------	----------------------	---

職員として同種の職務 に従事した期間	$\frac{100}{100}$	に改め、同表を別表第 4 とする。
職員の職務とその種類 が類似する職務に従事 した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	

別表第 2 中「第 4 条関係」を「第11条関係」に改め、同表 1 の項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同表 4 の項中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同表を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 9 条関係）

初 任 給 基 準 表

ア 行政職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	上級		1 級25号給
	中級		1 級15号給
	初級		1 級 5 号給
その他		高校卒	1 級 1 号給

イ 研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	上級		2 級 1 号給
	中級		1 級15号給
	初級		1 級 5 号給
その他		博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	2 級37号給
		博士課程修了	2 級33号給
		修士課程修了	2 級13号給

	大学 6 卒	
	高校卒	1 級 1 号給

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了 大学 6 卒」の区分は、第11条第 2 項第 3 号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

ウ 医療職給料表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医師及び歯科医師	博士課程修了	1 級37号給
	大学 6 卒	1 級13号給

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。

エ 医療職給料表（二）初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
獣医師	大学 6 卒	2 級17号給
	大学卒	2 級 5 号給
薬剤師	大学 6 卒	2 級15号給
	大学卒	2 級 1 号給
栄養士	大学卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級11号給
診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級17号給
診療エックス線技師	短大卒	1 級11号給
臨床検査技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級17号給
衛生検査技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級11号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級17号給
視能訓練士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級17号給
歯科衛生士	短大 3 卒	1 級17号給
	短大 2 卒	1 級11号給
	高校専攻科卒	1 級 7 号給
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	短大 3 卒	1 級17号給
	短大 2 卒	1 級11号給
	高校卒	1 級 1 号給
その他	高校卒	1 級 1 号給

備考

- 1 獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第 3 条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

オ 医療職給料表（三）初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
保健師及び助産師	大学卒	2 級11号給
	短大 3 卒	2 級 5 号給

看護師	短大 3 卒	2 級 5 号給
	短大 2 卒	2 級 1 号給
准看護師	准看護師養成所 卒	1 級 1 号給

備考

- この表の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

カ 海事職給料表初任給基準表

職	種	学歴免許等	初 任 給
航海士、機関士及び通信士		大学卒	3 級 1 号給
		短大卒	2 級 11 号給
		高校卒	2 級 1 号給
船舶士		高校卒	1 級 17 号給
		中学卒	1 級 5 号給

別表第5を次のように改める。

別表第5 経験年数調整表（第13条の2関係）

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分															
	基準学歴区分						学歴区分(乙)									
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程 修了(大 学6卒後 のものに 限る。)	博士課程 修了	修士課程 修了	大学6卒	大学専攻 科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻 科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+9年	-1年		+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年		+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+1.5年	+4年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-1年	+1年	+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年	-0.5年	+2年	+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	-0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	-1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	-1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校3卒	-4年	-2.5年			-10年	-9年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2.5年	-1年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	-3.5年	-1年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3.5年	-2年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	-5.5年	-3年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5.5年	-4年	-4年	-3年	-2年

備考

- 1 学歴区分(甲)欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分(甲)欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分(甲)欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について知事が人事委員会と協議して別段の定めをした者の経験年数は、知事が別に定めるところによる。

別表第7を別表第8とし、別表第6の2を別表第7の2とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第18条関係）

在 級 期 間 表

ア 行政職給料表在級期間表

職 務 の 級							
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
2.5	4.5	4	2	2	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（第11条第2項各号に掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

イ 研究職給料表在級期間表

職 務 の 級			
2 級	3 級	4 級	5 級
0	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考

- 1 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と、初級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。
- 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行うものと認められる者及びその職務がこれと同等と認められる者を2級に昇格させる場合には、第18条又は第19条の規定によるほか、知事が人事委員会と協議して定めるところによるものとする。

ウ 医療職給料表（一）在級期間表

職 種	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
医師 歯科医師	6	別に定める。	別に定める。

エ 医療職給料表（二）在級期間表

職 種	職 務 の 級					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
獣医師	0	2	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
薬剤師	0	2	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
栄養士	2.5	5	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
診療放射線技師 臨床検査技師	1	5	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
診療エックス線技師 衛生検査技師	2.5	5	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
理学療法士 作業療法士 視能訓練士	1	5	3	別に定める。	別に定める。	別に定める。
歯科衛生士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	1	5	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。
その他	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考

- 1 職種欄の「獣医師」又は「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。
- 2 職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「理学療法士」、「作業療法士」又は「視能訓練士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。
- 3 職種欄の「歯科衛生士」、「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。
- 4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「4」とする。

- 5 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」, 「はり師」, 「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち, その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については, 職務の級2級の欄中「1」とあるのは, 「5」とする。

オ 医療職給料表（三）在級期間表

職 種	職 務 の 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
保健師 助産師 看護師	0	7	別に定める。	別に定める。	別に定める。
准看護師	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 職種欄の「保健師」又は「助産師」の区分の適用を受ける者のうち, その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については, 職務の級3級の欄中「7」とあるのは, 「5」とする。

カ 海事職給料表在級期間表

職 種	職 務 の 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
船長 機関長	0	0	5	別に定める。	別に定める。
航海長 一等航海士 一等機関士 通信長	0	0	5	別に定める。	別に定める。
航海士 機関士 通信士	0	0	別に定める。	別に定める。	別に定める。
船舶士	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 職種欄の「航海長」, 「一等航海士」, 「一等機関士」, 「通信長」, 「航海士」, 「機関士」又は「通信士」の区分の適用を受ける者のうち, その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については, 職務の級3級の欄中「0」とあるのは, 当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と, 当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

（県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第4条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（級別職務分類表）

第2条 条例別表第5に定める職務及び条例第3条第2項の人事委員会と協議して定める職務の級の分類は、別表第1に定める級別職務分類表のとおりとする。

第3条から第7条までを次のように改める。

第3条から第7条まで 削除

第8条第1項中「職務の級は」の次に「，その者の能力等を考慮し」を加え，「応じ，かつ，級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「応じて」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず，職員から人事交流等により引き続き第14条各号のいずれかに掲げる者になった者であって，当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は，同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

第9条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め，同条第2項中「県職員規則」を「初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号。以下「県職員規則」という。）」に改める。

第10条中「学歴免許等資格区分表」を「県職員規則別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）」に改める。

第11条中「対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「対応する学歴免許等の資格より上位の」に，「同表」を「初任給基準表」に，「の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは，これを切り捨てた年数）の数」を「に，次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分に応じて同表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に応じて同表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）」に，「同欄」を「初任給基準表の初任給欄」に改め，同条に次の表を加える。

博士課程修了		21
修士課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
備考		
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については，同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって，同欄に掲げる数とする。		
2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について知事が人事委員会と協議して別段の定めをした職員については，知事が人事委員会と協議して定める数をもって，同欄に掲げる数とする。		

第12条第1項中「必要経験年数が5年以上の年数とされている」を「知事が人事委員会と協議して定める」に改め，同項第2号中「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を「知事が人事委員会と協議して定める」に改め，同条第2項中「に対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「に対応する学歴免許等の資格より上位の」に，「の年数と同項の規定による加える年数を合算した」を「に加算数を加えた」に改め，同条第3項を削り，同条の次に次の1条を加える。

（経験年数）

第12条の2 前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対して県職員規則別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

第13条の見出し中「ほう」を「方」に改め、同条中「前2条」を「第11条又は第12条」に改める。

第14条中「前2条」を「第12条又は前条」に改める。

第17条中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第17条の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

（在級期間表）

第17条 県職員規則第18条の規定の適用に当たっては、同条の在級期間表については、別表第4に定めるところによる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職 務 の 級 に 含 ま れ る 職
1 級	助教 助手
2 級	講師
3 級	准教授
4 級	教授

別表第4中「第17条関係」を「第17条の2関係」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3を削る。

別表第2中「第5条関係」を「第12条の2関係」に、

「	<table border="1"> <tr> <td>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</td> <td>$\frac{100}{100}$ 以下</td> </tr> </table>	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	を
職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下			

「	<table border="1"> <tr> <td>職員として同種の職務に従事した期間</td> <td>$\frac{100}{100}$</td> </tr> <tr> <td>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</td> <td>$\frac{100}{100}$ 以下</td> </tr> </table>	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	に改め、同表を別表第3とし、
職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$					
職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下					

同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第17条関係）

在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
教授	0	3	別に定める。
准教授	6	3	
講師	6		

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

初 任 給 基 準 表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教 助手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級37号給
	博 士 課 程 修 了	1 級31号給
	修 士 課 程 修 了	1 級13号給
	大 学 6 卒	
	大 学 卒	1 級 1 号給

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。
附則第12項中「改正後の初任給等規則別表第6の2」を「初任給，昇格，昇給等に関する規則別表第7の2」に改める。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第13号

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別資格基準」を「級別職務分類」に改める。

第2条中第3号から第6号までを削り，第7号を第3号とし，第8号から第12号までを4号ずつ繰り上げる。

第2章の章名中「級別資格基準」を「級別職務分類」に改める。

第3条を次のように改める。

（級別職務分類表）

第3条 条例別表第6に定める職務及び条例第3条第2項の人事委員会と協議して定める職務の級の分類は，別表第1に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。

第4条から第8条までを次のように改める。

第4条から第8条まで 削除

第9条第1項中「職務の級は」の次に「，その者の能力等を考慮し」を加え，同項第2号中「その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること」を「新たに職員となった者の職務の級を，その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては，それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項ただし書に規定する職員にあつては，その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第3項前段（特別の事情がある場合には，同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとし，当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては，あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

- 前項の規定にかかわらず，職員から人事交流等により引き続き第15条各号のいずれかに掲げる者になった者であつて，当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職

務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

第10条第1項中「別表第5に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）」を「初任給基準表」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となった者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの
- (4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、職員以外の地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）に勤務する者その他警察本部長が人事委員会と協議して定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となった者及び正規の試験の結果に基づいて国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続き職員となった者

第11条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第12条第1項中「対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「対応する学歴免許等の資格より上位の」に、「同表」を「初任給基準表」に、「の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数」を「に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分に応じて同表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、同表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）に応じて同表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）」に、「同欄」を「初任給基準表の初任給欄」に改め、同項に次の表を加える。

博士課程修了		21
修士課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9

備考

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士

課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。

- 2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について警察本部長が人事委員会と協議して別段の定めをした職員については、警察本部長が人事委員会と協議して定める数をもって、同欄に掲げる数とする。

第12条第2項中「同表」を「初任給基準表」に改める。

第13条第1項中「第3号又は第5号」を「又は第4号」に、「必要経験年数が5年以上の年数とされている」を「警察本部長が人事委員会と協議して定める」に改め、同項第1号中「第4条第2項第1号」を「第11条第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第11条第2項第3号及び第4号に掲げる者 警察本部長が人事委員会と協議して定める経験年数

第13条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「から第3号まで」を「及び第2号」に、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を「警察本部長が人事委員会と協議して定める」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「対して修学年数調整表に加える年数が定められている」を「対応する学歴免許等の資格より上位の」に、「の年数と同項の規定による加える年数を合算した」を「に加算数を加えた」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(経験年数)

第13条の2 第9条第1項第2号、第10条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

- 2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、警察本部長が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第14条中「前2条」を「第12条又は第13条」に改める。

第15条中「前2条」を「第13条又は前条」に改める。

第17条中「から前条まで」を「及び前3条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

第18条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において警察本部長が人事委員会と協議して別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

この場合において、勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。

第18条第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において警察本部長が人事委員会と協議して別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として警察本部長が人事委員会と協議して定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 5 第3項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すと認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「警察本部長が人事委員会と協議して定める要件及び別表第6」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（在級期間表の適用方法）

第18条の2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

- 2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
- 3 第11条第2項第2号から第4号までに掲げる者に対する在級期間表の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(1) 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第23条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第19条中「第4条第2項第1号」を「第11条第2項第1号」に、「一に」を「いずれかに」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「同表に異なる資格基準の定めのある」を「在級期間表の異なる」に改め、「資格を有する」を「資格等を有する」に、「前条」を「第18条」に、「資格に」を「資格等に」に改める。

第21条中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条第2項中「前2条」を「第19条又は前条」に改める。

第23条第1項中「級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第10条第1項ただし書に規定する職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第3項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第25条第1項において「仮定級」という。）の範囲内で」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 勤務成績が特に良好である職員については、前項の規定にかかわらず、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、その者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第32条第4項中「割合は」の次に「、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の警察本部長が人事委員会と協議して定める場合を除き」を加え、「とする」を「におおむね合致していなければならない」に改め、同条第5項中「別表第6の2」を「別表第7の2」に改め、同条に次の1項を加える。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の警察本部長が人事委員会と協議して定める割合等を考慮して警察本部長の定める号給数を超えてはならない。

第40条第1項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

別表第1を削り、次の1表を加える。

別表第1 (第3条関係)

級 別 職 務 分 類 表

ア 公安職給料表

職 務 の 級	職務の級に含まれる職	
	警察本部	警察署
1 級	係員 (1 級)	係員 (1 級)
2 級	主任 (2 級) 助教 (2 級) 係員 (2 級)	主任 (2 級) 係員 (2 級)
3 級	係長 (3 級) 主任 (3 級) 助教 (3 級) 係員 (3 級)	係長 (3 級) 主任 (3 級) 係員 (3 級)
4 級	統括係長 (4 級) 教官 (4 級) 係長 (4 級) 主任 (4 級) 助教 (4 級)	課長代理 (4 級) 係長 (4 級) 主任 (4 級)
5 級	官 (5 級) 課長補佐 (5 級) 中隊長 (5 級) 主幹 統括係長 (5 級) 教官 (5 級) 係長 (5 級)	官 (5 級) 課長 (5 級) 課長代理 (5 級) 係長 (5 級)
6 級	官 (6 級) 室長 (6 級) 隊長 (6 級) 中隊長 (6 級) 副隊長 (6 級) 課長補佐 (6 級)	次長 (6 級) 課長 (6 級) 官 (6 級)
7 級	課長 (7 級) 所長 隊長 官 (7 級) 副校長 室長 (7 級) 副隊長 (7 級)	署長 (7 級) 副署長 官 (7 級) 次長 (7 級)
8 級	参事官 (8 級) 課長 (8 級) 官 (8 級)	署長 (8 級)
9 級	部長 首席監察官 参事官 (9 級) 学校長	署長 (9 級)

イ 行政職給料表

職務 の 級	職務の級に含まれる職	
	警察本部	警察署
1級	係員（1級）	係員（1級）
2級	主任（2級） 係員（2級）	主任（2級） 係員（2級）
3級	主査 主任（3級） 係員（3級）	主査 主任（3級） 係員（3級）
4級	主幹（4級） 係長	課長（4級） 主幹 課長代理
5級	課長補佐（5級） 主幹（5級）	課長（5級）
6級	官 隊長 術科師範 室長 課長補佐（6級）	会計官 課長（6級）
7級	課長	

ウ 研究職給料表

職務の級	職務の級に含まれる職
1級	研究員（1級）
2級	研究員（2級）
3級	主任研究員 研究員（3級）
4級	総括研究員 科長
5級	副所長

エ 医療職給料表

職務の級	職務の級に含まれる職
1級	係員（1級）
2級	主任（2級） 係員（2級）
3級	主査（3級） 主任（3級） 係員（3級）
4級	主査（4級） 主任（4級）
5級	主幹 係長
6級	室長 課長補佐

オ 海事職給料表

職務 の 級	職務の級に含まれる職	
	警察本部	警察署
1級	係員（1級）	係員（1級）
2級	主任（2級） 係員（2級）	主任（2級） 係員（2級）
3級	主査（3級）	主査（3級）

	主任（3級） 係員（3級）	主任（3級） 係員（3級）
4級	係長（4級） 主査（4級） 主任（4級）	課長代理（4級） 主査（4級） 主任（4級）
5級	主幹 係長（5級）	船長（5級） 課長代理（5級）
6級	課長補佐	船長（6級）

別表第4を削る。

別表第3中「第5条関係」を「第13条の2関係」に、

「

職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
--------------------------	----------------------

」

を

「

職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下

」

に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「第4条関係」を「第11条関係」に改め、同表1の項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同表4の項中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

初 任 給 基 準 表

ア 公安職給料表初任給基準表

試 験		学 歴	免 許 等	初 任 給
正規の試験	警 察 官 A	大 学 卒		1級19号給
	警 察 官 B	高 校 卒		1級3号給

備考 採用時教養の修了者、その他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、警察本部長が人事委員会と協議して別に定める。

イ 行政職給料表初任給基準表

試 験		学 歴	免 許 等	初 任 給
正規の試験	上 級			1級25号給
	中 級			1級15号給
	初 級			1級5号給
そ の 他		高 校 卒		1級1号給

ウ 研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴	免 許 等	初 任 給
正規の試験	上 級			2級1号給
	中 級			1級15号給
	初 級			1級5号給
そ の 他		高 校 卒		1級1号給

エ 医療職給料表初任給基準表

職 種	学 歴	免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒		2級11号給
	短 大 3 卒		2級5号給

備考

- この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時（保健師で看護師

免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。

- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に当該した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給とする。

オ 海事職給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
航 海 士 及 び 機 関 士	大 学 卒	2 級17号給
	短 大 卒	1 級23号給
	高 校 卒	1 級13号給

別表第5を次のように改める。

別表第5 経験年数調整表（第13条の2関係）

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分						学歴区分(乙)										
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程 修了(大 学6卒後 のものに 限る。)	博士課程 修了	博士課程 修了	修土課程 修了	大学6卒	大学専攻 科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻 科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+9年	-1年	+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年	-3年	+1年	+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年	-3年	+1年	+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	+5年	-5年	-4年	-4年	-1年	-1年	+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+1.5年	+4年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-1年		+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年	+5年
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	+3年	-7年	-6年	-3年	-2年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年	+4年
短大2卒	-2年	-0.5年	+2年	+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	-0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年	+3年
短大1卒	-3年	-1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1.5年	+2年	+2年	+3年	+4年	+4年
高校専攻科卒	-3年	-1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年	+1年	+1年	+2年	+3年	+3年
高校3卒	-4年	-2.5年			-10年	-9年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2.5年	+2年	+2年	+3年	+4年	+4年
高校2卒	-5年	-3.5年	-1年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3.5年	+1年	+1年	+2年	+3年	+3年
高校1卒	-7年	-5.5年	-3年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5.5年	+2年	+2年	+3年	+4年	+4年

備考

- 1 学歴区分(甲)欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分(甲)欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分(甲)欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について警察本部長が人事委員会と協議して別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、警察本部長が別に定めるところによる。

別表第7を別表第8とし、別表第6の2を別表第7の2とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第18条関係）

在 級 期 間 表

ア 公安職給料表在級期間表

職務の級						
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	4	6	2	2	別に定める。

備考 警察官Bの結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（第11条第2項各号に掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2」と、職務の級3級の欄中「1」とあるのは、「3」と、職務の級4級の欄中「4」とあるのは「5」とする。

イ 行政職給料表在級期間表

職務の級					
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
3	4	4	2	2	別に定める。

備考 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

ウ 研究職給料表在級期間表

職務の級		
2 級	3 級	4 級
0	別に定める。	別に定める。

備考

- 1 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「2.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。
- 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行うものと認められる者及びその職務がこれと同等と認められる者を2級に昇格させる場合には、第18条又は第19条の規定によるほか、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところによるものとする。

エ 医療職給料表在級期間表

職 種	職務の級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
保健師	0	5	別に定める。	別に定める。

備考 職種欄の「保健師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「5」とあるのは、「7」とする。

オ 海事職給料表在級期間表

職 種	職務の級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
船長 機関長	0	0	5	別に定める。
主任航海士 主任機関士	0	0	5	別に定める。
航海士 機関士	0	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考

- 1 職種欄の「航海士」又は「機関士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級の2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。
- 2 職種欄の「主任航海士」又は「主任機関士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級の3級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「別表第 6 の 2」を「鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則別表第 7 の 2」に改める。